

令和4年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第1号）

1 令和4年9月6日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 1番 | 閑田大祐 | 2番 | 森若 巖 |
| 3番 | 渡辺年範 | 4番 | 浜田幸造 |
| 5番 | 尾尻康二 | 6番 | 進藤雅通 |
| 7番 | 水橋直行 | 8番 | 森 ルイ |
| 9番 | 上青木 至 | | |

3 欠席した議員は次のとおりである。

10番 信谷俊樹

4 会議録署名議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 6番 | 進藤雅通 | 8番 | 森 ルイ |
|----|------|----|------|

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 宮地丈彦 | 書記 | 角本奈緒子 |
|--------|------|----|-------|

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 高田幸典 | 副町長 | 望月邦彦 |
| 教育長 | 恵良隆久 | 総務課長 | 山本秀樹 |
| 企画課長 | 川本亮之 | 税務課長 | 平道龍二 |
| 住民課長 | 柿本賢士 | 福祉課長 | 川野義彦 |
| 保健衛生課長 | 竹下良二 | 地域経営課長 | 坂田 誠 |
| 建設課長 | 藤原通伸 | 上下水道課長 | 池田真二 |
| 会計課長 | 亀井成美 | 教育課長 | 有田芳徳 |

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

| | |
|----|----------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 諸般の報告について |
| 第4 | 一般質問 |

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○副議長（水橋直行君） ただいまから令和4年第3回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○副議長（水橋直行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において進藤雅通議員、森 ルイ議員を指名します。

○副議長（水橋直行君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、会期は10日間に決定しました。

○副議長（水橋直行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度工事監査結果報告書と、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年5月から令和4年7月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないことになっております。

それでは、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○副議長（水橋直行君） おはようございます。

今日は、コロナウイルス関係で1問質問をいたします。中に3件ほどございます。1件ずつ質問したいと思います。

まず最初に、感染拡大に対するコロナウイルス対策案といたしまして、8月に入って感染者は非常に厳しい状態が続いております。大崎上島の玄関口でもある竹原市、東広島市の感染者を見ても連日多くの感染者が発表されておりますが、近隣の市町と連携を持ち、

何か取れる対策はないのかお聞きいたしたいと思います。町長、お願いします。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

上青木議員も言われたとおり、連日、本町を含め、近隣市町においても多くのコロナ陽性患者が発表されており、本町の感染者は累計でも350名を超えている状況にあります。この状況の中で、同じ西部東保健所管内である東広島市、竹原市と連携を図ることは非常に重要なことだと認識はしております。

現在、感染拡大防止の取組として、竹原市とは、コロナワクチン接種事業においてワクチンの融通、及びワクチン接種希望者の竹原市での受入れ等で連携を図っております。また、本町と広島県との間でコロナ対策に関し、保健師の派遣協定を締結しておりますが、本町では保健師の派遣が厳しい状況にあり、それを補う形で東広島市から6名程度の保健師を西部東保健所に派遣いただいております。今後も、管内を所管している西部東保健所を中心に感染拡大防止の連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ただいま保健衛生課長のほうから説明がありましたけれども、このコロナ感染者が出だして、まなしだったと思います。体温を測る機械はどうかっていう地元住民の声もありました。その当時はなかなか手に入ることがないと、ネットでも買えないっていう状況があったかもしれませんが、その後、大崎上島町として何か取る手ではあったはずなんです、何もなかった。

地元住民は、白水、垂水、大西港から出るときには、気をつけてきんさいと島の人からの声があります。ところが、竹原、安芸津からこちらに渡ってくるときには、朝の仕事関係者を見ても、大西辺りへ上がってくる従業員約60名、一遍に降ります。その中でマスクのない従業員さん、結構おりました。そういったときに、町の人、島民として取るべき手ではあったはずなんです。マスク着用をお願いする、それすらできてない。白水に降りる従業員さんでもそうです。顎のほうにマスクが下りてます。でも、誰も声かけをしない。したら悪いのかなとできない。それが何か月も続いた状態。それがゆえに増えたとは言いませんけれども、一番多いときで22名です。皆さん知っていると思います。その次が12名ぐらい。いまだに、昨日はゼロでしたけれども、ゼロがあったから安心できるものではありません。地元籍のない方、そういった感染者が幾らでもいるわけです。そう

いった方に協力を求めるという行動がなされてなかった、今まで。この辺について、担当課長、どう思われますか。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 上青木議員のおっしゃるとおり、そういった話は私のところにも入っていますが、強制的にこちらからお願いはできないという状況で、町内放送、そういったところで安全対策といいますか、感染の拡大防止のお願い等をやってきたつもりであります。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 担当課長はそれなりに対応してきたと。では、町長にお伺いします。町長、どうお考えでありましたか、町長として。

○副議長（水橋直行君） 町長。

○町長（高田幸典君） 感染対策について、今おっしゃられたマスクの着用をお願いするということについて、職員をそこへ派遣して毎日っていうのはなかなか困難な状況であろうと思えますけども、港に上がってくるところに見えるように、マスクを着用しましょうというような呼びかけの表示をすることは可能であろうということでもありますので、そういったことはしっかり検討して、できるものは実施してまいりたいと思います。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 初めてですよ、町長、そういうお言葉をもらったの。これからも、これは半年、1年で収束するとも限りません。1年続くか2年続くか分かりませんが、ぜひとも水際対策を確実に実行していただけるよう努力していただきたいと思っています。

この件についてはこれで終わります。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでは2つ目として、実は今月中、この9月中に2つの発表会が行われる予定となっております。文化協会に所属している団体でございますけれども、この発表会を開催するに当たって町の所有物件でありますホール神峰、あそこが開会場所になっておったわけですが、この場所を使用するに当たり、どういった経緯で、何が安全で許可を出したのかお伺いしたいと思っております。担当課長。

○副議長（水橋直行君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 上青木議員の質問2点目についてお答えをいたします。

大崎上島文化センターのホール神峰におきまして、9月11日、この日に文化協会の演芸発表会、これは20団体参加の予定でございました。そして、9月23日に原田カラオケ同好会の発表会を十分な感染対策を実施した上で開催することとして諸準備を進めてまいりました。しかしながら、8月中旬以降、町内の新型コロナウイルス感染症の感染者数は2桁の状態が続き、幼児から高齢者までどの世代にも感染者が出て一向に減少する気配が見られないことから、教育委員会と会の代表者、こちらで発表会の開催について協議の場を持ちました。

コロナ感染症が発生して約2年半、発表会が開催できない状態が続き、日頃の練習の成果を発表する機会がなかった関係者にとりましては今回の発表会はやっと舞台に立てると大きな期待を寄せていたわけですがけれども、会の代表者は、今の状況は本当に心配である、開催をしても人に来てくださいというお願いができない、呼びかけができない、コロナ感染者患者が多く発生しており、この状況では開催は見合わせるべきとの意見が出されました。そして、教育委員会事務局としましても、発表会は中止をすべきと双方の中で結論に達しまして2つの発表会を中止することを決定いたしました。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 2つの団体が発表会をするということで事務局のほうに使用許可願が出てきた。その段階で担当課長としてももう少し早く結論を出すことっていうのはできませんでしたか。23日に実施されることとなっておったカラオケ、あれあたりはプログラムができておりました。そういうふうになる前に担当課長として、今は自粛してくださいと。発表会は1日だけで実施できるわけじゃないんです。それまでには練習する。練習のためには集まって、大声を出してノーマスクでやるわけなんです。それが問題なんです。それを何で思いつかんかったかなと、確認できなかったかなと思うんですが、担当課長、どうですか。

○副議長（水橋直行君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 確かに決断が遅れたといったものは否めないかと思います。具体的に言いますと、文化協会の発表会の中止を決定したのが先月8月24日です。そして、原田カラオケ同好会につきましては8月26日でございました。議員がおっしゃられるように、その間、いろいろな練習なりで、文化協会の発表会につきましてはリハーサルの日程を組んで楽屋等の動線等も検討しながら進めてきたところです。それと同時に、7

月の下旬以降からの感染者数が一旦8月に入って若干落ち着きかけた部分があったんですけども、それ以降、また感染者数が過去最大になっていった状況が続いたその段階で中止を決定したわけでございます。

おっしゃられるように、結果論になりますけれども、決断が若干鈍った、遅れたといったものが否めないと思います。この件につきましては、先ほど答弁でも発言しましたがけれども、何とか発表の場を確保したかったといったこともございます。ただ、今思えば、感染の状況を踏まえて決断といったものはもう少し早くできたのかなというふうに反省をしているところです。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） これからも、各団体、各会それぞれ発表を行うっていう予定があるかも分かりません。その際は十分に考え、会議を持って連携を密にし、感染者が出ないようにされた上でぜひとも実施、実行されますように要望して、この質問は終わります。

続いて最後になりますけれども、8月20日、加藤厚労大臣の発言の中で、コロナ2類から5類に変更された場合、ワクチン接種は有料化と発表されましたが、有料化となれば一人暮らしの高齢者や年金生活者、そういった方はワクチン接種どころではない。その際、町は何ができるのか、またどういった対応をされるのかお伺いしたい。それと、有料の場合、接種料金はどのぐらいかかるのか伺いたいと思います。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 上青木議員の質問3点目についてお答えいたします。

質問の加藤厚労大臣の発言については8月19日の衆院厚労委員会での発言と思われませんが、感染症法上の位置づけを5類に引き下げた場合に蔓延予防上、緊急の必要がないとなれば特例臨時接種が終了することになるだろうと述べ、全額公費負担のワクチン接種の有料化も理論上あり得るとしましたが、その後、加藤厚労大臣は、一つのロジックとして申し上げた、どういう理由でどう判断していくのかよく議論しなければならないと慎重に検討する発言もされております。

こういった発言内容であるため、どの時点で5類に移行するか、有料となった場合の接種料金が幾らになるかなど、現時点では不明ですが、そういった状況になれば県内市町と連携し、国及び県に対し支援を求めてまいります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） このワクチン接種で盛んに今言われているのが4回目のワクチンをキャンセルしよう。何かなと思ったら、今4回目をやると、それから5か月後に次のワクチンっていうと年明けになると。だったら、4回目をキャンセルして早めに変異したコロナに対するワクチン、それを打つほうが賢いでといろいろわさされておりますけれども、この件については、担当課長、皆聞きたいと思うんです、町民の皆さん。どうなるんじゃないかと、ほいでわしはもう申込みをしないと、ほいで何月何日に来なさいと言われてるんじゃないけども、どうやったらええんじゃないかという声があります。この点について、すみません。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） ただいま4回目のワクチン、確かに接種しているところであります。今、上青木議員の言われました5回目接種、多分これは報道等でなされているオミクロン株対応のワクチン接種だと思いますが、今現時点で国のほうから準備はしておいてくださいと。それ以外に具体的な報告というか、通知とかも一切ないのでその辺についてははっきり申し上げることができないんですけど、うわさだけではなく、今4回目の接種でしたら、その4回目の接種で感染対策をしていただくというのが一番ベストではなかろうかと思います。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） であれば、町民の皆さんが、若い人は納得というか、理解できると思います。高齢者の方は、何を言ようるか分からんと、キャンセルするって、予約したものをキャンセルしてからにどうするんじゃないかっていう声もあります。この辺を、もしできる範囲で私はいいと思うんですけれども、町民の皆さんに何かの形で周知するという事はできますか。可能ですか。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 今の5回目接種といいますか、オミクロン株対応のワクチン接種についてはまだ本当に通知が来てないので、今現在は対策のほうは考えておりません。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） もし、対策ができる、可能な時期が来れば、それなりに住民対応、町民対応のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（水橋直行君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

続いて、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） おはようございます。

本日は、1問、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

マスクをしているのですが、聞こえにくいんで、マスクは取らせてやらせていただきます。

質問事項は、空き家等対策の推進をということでございます。

空き家等対策については、令和3年3月、大崎上島町空き家等対策協議会が設置され、同協議会において大崎上島町空き家等対策計画が承認され、本計画により空き家等の有効活用を図り、定住政策をサポートするとともに、町民の安全で安心な生活環境の保全を推進していくこととしています。また、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる等、放置することが不適切であると認められる特定空き家がこの協議会において3件認定されました。

空き家等対策は、少子・高齢化、過疎化の進行により、ますます重要な取組となっております。そこで、本計画に係る主な下記事業の推進状況等と今後の方針についてお伺ひします。

まず1番目に、空き家バンク事業でございます。空き家の登録者数、空き家利用登録者数の現在の状況がどのようになっているか、また空き家利用登録を利用して今居住されている方は何名程度おられるのか、これについてお伺ひします。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 尾尻議員の質問にお答えします。

今登録している空き家バンクの件数は27件となっております。利用された世帯数なんですけれども、令和3年度は5世帯11人の方が利用して登録しております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 今、利用登録が27件ということでお聞きしたんですが、今亡くなった方の家が空き家になる率がすごい高くなっているような状況だと思うんですけど、本人からの申出ということになると思うんですけど、この27件という、まだ進捗が少ない状況はどのようなことが原因だと思われておりますか、お伺いします。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 空き家バンクに登録する際にきれいな状態で登録される方が少ないというのがありますし、大規模修繕が必要で危険家屋になっているような状態のものが登録されるとうちのほうからなかなかそれは契約を結ぶことは難しいということをお報告させていただいて、今現在は簡易な修繕等のできるものであれば登録しているので、そういう物件が少ないというのも一つあると思います。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） それで、令和3年は5件の登録だという、今さっき聞いたんですけど、現在何人の方が待たれてるかというのは5件でよろしいのでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 待たれてるというか、空き家バンクを見に行かれる方は数名いらっしゃるんですけど、そこで見たんだけど、契約しないとか、移住を希望していたんですけども、契約できなかったという方は何名かいらっしゃいますけれども、ここに移住されて空き家バンクを利用したいという方が今待機中っていう案件はありません。空き家バンクを今何件かいろんなところを見ているという方はいらっしゃいますけれども。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。

今コロナ禍がもう3年ほど続いているし、人の動きも動きづらい状況があつてこういう事業はなかなか進展していくのが難しい状況だと思うんですが、それと空き家バンクの事業を後押しするというので、空き家活用助成金交付事業、空き家活用奨励金交付事業で補助金を出して空き家対策を後押ししていくという事業をやっておりますが、今の状況は何件ぐらいになっているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 尾尻議員の質問にお答えいたします。

まず、空き家活用助成金については、今年度は284万2,000円を交付しております。そして、次の空き家活用奨励金については40万円の交付をしております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） これの件数は幾らになりますか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ただいま4件でございます。

○5番（尾尻康二君） 交付事業と活用のほうは。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 助成金と奨励金、両方とも4件でございます。

○5番（尾尻康二君） 両方とも4。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） なかなか事業の推進が進んでいかなくて空き家を取り残されて、危険空き家が多いような状況が続いていると思うんですけど、なかなか空き家を十分に活用できるということが少ないので、こういう4件、4件で8件という状況になっているんだと思います。

それとあわせて、危険な空き家となっているもの、危険建物除却促進事業というのがあります。助成しておりますが、これはどのような状況でしょうか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 危険建物の除却促進事業も行っており、今年度は現在5件150万円の支出をしております。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。

それとあわせて、空家等対策協議会で3軒の空き家が特定空家として認定されておりますが、これが相当一番危険な状況の空き家なんですけど、これのまだ対応ができてないんじゃないと思うんですけど、木江地区で1件、沖浦地区で1件、そして東野地区で1件、3件ありますが、この3件の状況はどうなってるんでしょうか。今どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 空家等対策協議会において認定された特定空家というのが3件あります。一応、町より令和3年3月24日で、助言・指導書の送付を再度行っており、そのうちA棟は対策済みとなっております。残りのB棟及びC棟については、法定相続人等の問題点があり、時間を要しておりますが、逐次対策をしまいる予定でございます。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 逐次対策と言われても1年と半年ぐらいたつとるんですが、難しい問題だと思うんですけど、町のほうで除却して相手にまた請求をしなくちゃいけないというようなシステムになってるんでそこらのところで難しいと思うんですけど、いつ頃のめどで整理ができるか、考えておられるのかお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 残りの対策については、ただいま指導、助言という段階でとどまっております。ただ、協議会の中で、さらに踏み込んで対策をせよということがありましたので、担当と共にこれから半年をかけてさらに助言、指導を進めていく、そしてその結果をもって協議会で次の勧告という段階に進むかどうかを協議して、協議会の中で決定されれば勧告という次の段階に進むものとしております。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 次の協議会を開いてということですけど、当初の第1回目の協議会では年1回程度の協議会を開いて対策を行うということをお聞きしておるんですけど、今年はまだ開かれてないんですけど、今年はこれから開かれて対応するということがよろしいのでしょうか。いつ頃開かれるのか。もう半期も過ぎてますんで、どういう予定になつとるのかお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 対策協議会においては、今年度は7月28日に今年度の第1回を開いております。次の予定が、日にちは決まっておりますけれども、今年度中にある程度の結果を持って開きましょうというような予定で会を終えております。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 7月28日に開かれたということで、私、そこらの情報がなかったんで、失礼しました。やられておるとのことですね。

それで、第2回目の協議会においては新しい取組等が何か出とるのでしょうか。今、特

定空家の問題だけを主に審議されてる、1回目は私、委員として出席させてもらってそういう感じを受けたんですけど、もっと包括的に空き家全体の施策をどうするかというのを、せつかく協議会をつくってるんですからそこらの取組もされたらどうかと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 協議会の中でいろいろ意見等をいただいているところなんですけれども、今後どういうふうに取り組んでいくかというところについては、危険な空き家が個人の財産であるということは前提にしつつ、協議会の下、対策計画に基づき取り組んでいくということで、その取組についてはガイドラインというのがあるんですけれども、それに沿って進みましょうというような会になっております。

ただ、現在、一步踏み込むって意味では、コロナ禍というのもあってなかなか直接お会いするっていうのを控えていた状況があります。ただ、手紙とかではなかなか意思疎通がうまくできない、それからこれから先ペナルティーがかかっていることについても十分説明ができないということがありますので、今後はコロナ対策は必要なんですけれども、対策をしつつ、直接面談も視野に入れて検討していきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。3件の特定空き家に認定された分は積極的に取り組んでいただいて、整理を進めていただきたいと思います。

それと、空き家の活用として、定住政策としても空き家の活用は重要なことだと思うんですけど、これは地域経営課の担当になるんかも分かりませんが、定住政策として空き家活用をどのように考えられているのかお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 定住政策の中で、空き家を登録していくというのは重要なことだと思っております。移住するのに一番悩まれるところが住むところっていうこともよく聞いております。町営住宅等もあるんですけれども、子供連れ等だったら空き家を探している方がいらっしゃるので、なるべく皆さんが希望されるような空き家を提案できればなどは考えております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。さっきも言ったように、なかなかコロナ禍でいろ

いる事業の推進も難しいと思うんですけど、空き家対策というのは重要なテーマだと思いますので、今度とも建設課、地域経営課、総務と一緒にいるんですか、あれは、今の協議会のほうは。それで積極的な意見をさせていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○副議長（水橋直行君） これでは尾尻康二議員の一般質問を終わります。

次に、森若 徹議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 徹君） おはようございます。

本日は4点ほど質問します。

まず一番初めに、概略設計と詳細設計について。

国語辞典によりますと、概略とは、あるもののことの大体的様子とのことと書いてありました。このことを踏まえて質問します。

概略設計とは、こちらの要望を簡単な図面に起こすことであって、当然費用は発生しないと自分は思っています。町が公共工事を計画する場合でも担当課の職員が町の要望を簡単な図面に起こす、これが概略設計であって、町の場合にはこれでも費用が発生するのにかまず伺いたいのと、概略設計図面ができて初めて詳細設計図面ができるとの6月議会の答弁でありましたが、この考え方が間違っていないか、それも伺います。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

概略設計においても費用が発生するののかについては、概略設計であっても業務を設計会社に委託することから費用が発生します。理由は、公共工事の概略設計とは、現地踏査をした結果を踏まえ、計画道路の路線設定及び平面、縦横断の検討を行い、技術的及び経済的な側面からの評価を加え、改良計画の最適案を選定し、その案により概略図及び概算工事費等を作成するもので、業務に専門知識と測量及び設計機器、そして人員の確保が必要のためです。なお、役場の設計業務としては、概略設計と詳細設計の間に予備設計というものがあります。今回については、予備設計は概略設計に含むものとして説明させていただきます。

そして、詳細設計については、概略設計の成果を基に計画道路の平面、縦横断設計、また側溝や擁壁などの構造物の詳細な設計を行い、工事発注に必要な設計図面及び数量計算書などの資料を作成することから、概略設計後に詳細設計を実施します。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、費用は発生すると言われましたけど、私が平成29年度から議席をいただいてからこの概略設計の費用が発生するということは、前回の町道大久保線改良工事のときに初めてこの概略設計というものの言葉が出てきたんです。それまでに出てこなかったということはそれまではなかったん。それまでの公共工事のは全部この概略設計図面というものがあるのか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） これまでも設計というのは、概略設計においてルートを選定等をしてまいりました。そして、今質問のあった大久保線についても令和3年度に概略設計から詳細まで一気にできるものと思って予算を計上させていただいた経緯がございますけれども、概略設計のルート選定においていろんな意見をいただき、選定している間、時間が経過し、概略設計と予備設計になるんですけれども、設計が終わった段階で期間が過ぎたということで、令和4年度に詳細設計を分けて発注ということになった経緯がございます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） すみません、私が何で言うかというたら、この概略設計の費用というものは、平成29年度に議席をもろうてから計上されたところが一切ない。どこにもない。詳細設計図面の分は委託して計上されとる。そのことと今、課長が答えたこと、費用が発生すると言いました。整合性があるん。これはこのたび初めてよ。町道大久保線改良工事について初めてこの概略設計の費用が発生したというて6月議会で答弁されたんですよ。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計費用としては、令和3年度に一括して計上させていただきました。令和4年度にその一部分を分離することから、分かりやすいというふうなことで説明の中で、概略設計を令和3年度、その残りの詳細設計を令和4年度に分けますよというような説明になったと認識しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長さん、お伺いしますけど、令和3年度に事業費1億3,000万円、調査測量設計費用2,500万円、これは全部一般財源で計上して、セトウチ大崎上島営業所と9月21日に消費税は別として723万円を契約しています。

このときの分は調査測量設計費用として契約したんじゃないのか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） そうでございます。設計については概略設計までということで契約を実施しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） そして、くどいようなんじゃないけど、令和3年度に計上した2,500万円は令和4年度に繰り越したにもかかわらず、令和4年度に新たな1,000万円を計上しとる。この場合は、国費が540万円、一般財源が496万円になる。これで詳細設計に充てると答弁にあったんじゃないけど、6月議会であなたからいただいた答弁の中には大変疑問符がつくところがある。そこのところを伺いますけん、はっきりと答えてもらう。

令和4年度3月議会で、課長の答弁の中にこういう答弁があります。今年組んだ1,000万円というものは令和4年度の当初予算のことと認識しておりますと。当初、令和3年度に道路の設計を全て終えるために2,500万円計上させていただいたところですけど、いろんな意見があって紆余曲折しておりますと。その中で、令和3年度は1,000万円で道路の概略設計にとどめたとある。令和4年度については残りの詳細設計を行いますとのこと。この1,000万円というものは詳細設計をする費用ですよ、今年の組んだ分が。ほして、6年度の方ではこうっております。当初は、令和3年度に全てを行う予定で2,500万円を計上させていただきましたと。紆余曲折がありまして3年度はその一部分の1,000万円で概略設計を行い、令和4年度についてはその続きの2,500万円のうちの残った1,500万円を使って詳細設計をしますというて。それは違うじゃろう、言うところが3年度と6年度で。あんた、3年度のときには1,000万円で組んだ分で詳細設計をすると言うたんよ。はいじゃが、6月議会のときには2,500万円のうちの1,500万円を使って詳細設計と言うとる。これは整合性がある。わしが分かるように説明してくれる。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ただいまのことについては、時間の経過とともに予定が変わっていったものと考えております。当初は、令和3年度1,000万円、残りの1,500万円を繰越して予算執行、令和4年度に1,500万円を予算執行したいと考えておりましたけれども、それから時間の経過とともに令和4年度に新たに1,000万円の予

算を組んでそちらの予算を使って設計をするというふうに、予算を使う年度、令和3年度の繰越予算ではなくて令和4年度の予算で事業を執行するというふうに予定を変えたものでございます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 課長、それは答えになってないじゃろう。今年の3月のときには、おたくは1,000万円組んだ分、この分で詳細設計をする言うたんよ。6月のときには、2,500万円のうちの残った1,500万円で詳細設計するんよ。話が、わしらが聞いとることと自分の答えとることが違うじゃろう。ここが1,000万円というなら分かるんよ。何で2,500万円組んだ分の使った1,500万円で設計するのか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 一言一句覚えているわけではございませんけれども、今申し上げているのは、当初2,500万円で組んで1,000万円を令和3年度使いました。

1,500万円が残っているので、繰り越して令和4年度に執行したいというのが当初でした。ただ、時間の経過とともに、起債の関係、国費の関係もあって令和4年度の当初予算に組んだほうが財源的に有利であろうということで、繰越予算を使わずに令和4年度に続いて1,000万円の予算計上をさせていただいてこれで設計をするということで、時間の経過とともに使用する予算科目が替わったというふうに理解していただきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） じゃけえ、課長、言うたじゃろう、3年度に2,500万円を組んだと。執行できんかったけんそのまま残った言われたんじゃ。見たら繰越しになっておりました、2,500万円。ほして、今言いましたように、私の場合は他の議員さんと違ってタブレットじゃない。全部紙面で残しとる。比べたら皆分かるんじゃ。おかしいと思うたら全部引っ張り出すけんね、自分は。ほいじゃけえ、あのときに繰越しにせず2,500万円を、その分で今言うように使ったのでも構わん。その1,000万円というものを計上する必要がなかったんじゃないん、令和4年度に。そうすれば整合性はつくんだよ。その2,500万円のうちの1,000万円を使って概略設計の費用に充てますと、残った1,500万円で詳細設計しますというなら納得と言うんじゃが、2,500万円が残るとる上にまた1,000万円も予算をつけて、ほしたらこがな意味不明な文書が出てきたからおかしいじゃないかというて聞いたんじゃ、課長。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 実際の契約状況でいうと、令和3年度に1,000万円以内で事業執行をしてから残りの繰越しについては設計を支出しておりません。令和4年度の予算のほうで支出するものということでご理解いただきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） なかなかご理解できんのじゃけど。

それと、最初は概算じゃありましたけど、事業費が1億3,000万円じゃった、3年度には。4年度になったら8,000万円になった。一気に5,000万円ほど減額になったんじゃけど、これは5,000万円ほど減額になった理由というのはあるのか、課長。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、その手元の資料が私のほうにはございません。事業費が1億3,000万円になったというもどの時点か、それから8,000万円になったというもどの時点か分かりません。

今、概略設計では概算工事費をはじいておりますので、それが役所としては最初の概算工事費の算定と考えております。ですから、その前の段階の費用については概算の概算ということで根拠のない数字が上がったものと思われかもしれませんが、一般にその数字を出していることはないというふうに認識しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 私が言いたいのは、物価がこれからどんどんどんどん上がっていった中で役場がする公共工事だけたった1年の間で5,000万円も減額になる、そのところが不思議でならない。それを確認したいけん今取り上げた。

ほいで、極端なことを言うたら、これは令和5年度に今度は本体工事にかかると言われてきましたけど、そのときにはまた5,000万円ほど減って3,000万円ってことができますか。それも改めてお聞きします。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 概略設計と詳細設計の話からかなり議論が進んでおりますけれども、その工事費についてはその時代の費用で算定いたします。工法についても、これから水路、擁壁の形、それから舗装構成とかを詳細設計で詰めていきます。そのときにさらに詳しい全体工事費が出てきますので、それが幾らになるかっていうのは役所としては

積み上げていって提示したいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） じゃあ、もう一点だけ確認させてください。課長、こういう概略設計図面ができて初めて詳細設計図面ができるというのは町が発注する全ての公共工事に当てはまります。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 全ての公共工事が当てはまるかと言われれば、厳密にはノーだと思っています。というのが、概略設計というのはルート選定というのが大本になります。概略設計が必要でないケースを言いますと、現在使用している道路の幅員をただ広げていくだけ、もうルートが決まっていてセンターラインも決まっているという状況であればそのまま詳細設計に移れますけれども、このたびのように新しいところへ道路をつける場合は概略設計というのは必須だと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ほうじゃあ、課長、この概略設計というものは、自分の少し足りない頭で考えても土木工事の場合には適用することはあるが、建築工事の場合にはないということ。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今話をしているのは道路の設計の分でございます。建築とは分野が違うので、この議論は当てはまらないと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ありがとうございます。ほうじゃあ、この分は宿題として残しておきます。また次回やります。

2点目、新型コロナウイルス感染検査キットについて。

新型コロナウイルス感染者が我が町でも毎日のように発表されていますが、不幸にも感染が疑われた場合の検査キットは本庁の住民課で頂けるとのことでありました。どのような手順を踏まればいいのか、まず伺いたい。

それと、役場の公表する患者数と実際の患者数の間にそごがあるような気がするんですけど、意図的に少なく発表しているのかも伺いたい。

8月13日土曜日に、不幸なことに感染が疑われる事例が起きました。本庁に行き、対応して下さった方に検査キットを頂けませんかとお願いすると、担当課長の了解が得ら

ればお渡ししますとのこと。そこで、その方に電話をしていただきましたが、つながらなかったため、渡すことはできませんの一言。一般の町民の方ならそこで分かりましたと諦めて帰ると思いますが、自分の場合には違います。すぐ他の課長に連絡を取って再度電話をしたが、駄目でした。

そこで、町長さんに伺いますが、このように役場が土曜日の場合は月曜日に役場が開くまで検査キットは頂けないのか伺います。それとも、このような場合でも手渡すように設定したマニュアルがあるのかも伺います。お願いします。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の住民への検査キットの提供についてですが、検査キットの相談等はほとんど電話で問合せがあります。本年2月に、検査キット購入と同時に新型コロナウイルス感染拡大防止検査事業要領を策定しており、この要領では検査キット対象者は濃厚接触者と接触のある方を対象とすることとしております。これに従い、電話での相談内容により、検査キット対象者に該当すれば本庁住民課でお渡しすることとしております。また、事業所や教育関係機関等、多数のキットが必要となる場合には、担当課であります保健衛生課で内容を確認の上、提供することとしております。

質問2点目の役場の公表する患者数と実際の患者数の違いですが、まず陽性者の発表は町ではなく、広島県の発表した人数であります。患者数の発表に当たっては、従来は管轄の保健所が各医療機関から陽性者の報告があるとその対象の陽性者から聞き取りの調査を行い、調査を終えた方から順次発表することとなっており、こういった過程がありますので、発表が1日遅れの翌日となっておりました。しかしながら、7月からの第7波で陽性者が急増したため、調査に時間を要しており、感染者の発表が数日遅れとなっており、前日以前の陽性確認者で調査を終えた人数を一括して公表している状況にあります。

質問3点目の閉庁日の検査キットの提供については、役場閉庁時には先ほど申しました要領に基づき、宿日直者により対応することとしております。今回、森若議員の言われる案件が生じているとなれば、役場内部の連携不足で大変ご迷惑をおかけしておりますので、今後このようなことがないように今回の件を検証し、迅速な検査キットの提供に努めてまいります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 課長、お聞きするんですけど、この検査キットが本庁の住民課にあるということを町民の方は知っとるのか。問題はそこなんよ。自分みたいなやねこい人間はどうやってても住民課にあることを知っとるけど、普通の方は多分知らんと思う。今言うように、病院に行っても、病院もかかりつけの方でしたら検査キットをもらえる。一見の方だったら頂けません。知っとる、課長、そういうことを。そういう先例は何ぼもあるんよ。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森若議員の質問なんですけど、このキットの件については公には公表しておりません。というのが、これを購入したときに、初めは1,000キットを購入したんですけど、例えばこれを公表すれば、数日間、下手したら1か月ぐらいで全部なくなってしまうであろうと。皆さんは今の対象者の区切りというのが分からないと思いますので、幾らでも下さい、下さいというような状況になって、本当に必要な方に届かなかつたらそれこそ拡大が広がりますので、そういったところを踏まえて公の公表はしておりません。ですが、相談等があった方には、こういったものがありますよということで情報提供をして、キットのほうの提供も行っております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 相談等のあった場合にはというのは、それは役場が開いとるときよね。閉まっとるときには電話に出んかったわな、課長。そうじゃろう。

開いとるときには分かる。役場におられますから、分かりましたというて相談に乗る。ほいじゃが、この前みたいにたまたま、ふが悪かったんだよ、わしじゃったけえ。13日の土曜日が、あれが平日じゃつたらよかったんじゃろうけど。そうなると、あんた、責任があるじゃろう。役場が閉まっとるときでも必ず電話に出るような対応をせんことにはならんじゃろう。違う。そうするんじゃつたら、初めから今言うように、宿直の方がおられるんだからその方のほうに向いて、こうこうこういう事例があつたら、そりゃ事後承諾になるかも分からんけど、そういうことを考えてみる必要があるんじゃないのか。あんたが土曜日でも日曜日でも首からずっと携帯をぶら下げとくんなら構わん。わしの携帯みたいに車の中で寝ようるのが多いようじゃつたら駄目じゃろう。違う。言うこと分かる。

○副議長（水橋直行君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 私に電話をいただいたという件は十分分かっておるんですけど、基本的には一応、宿日直者へ申込みをされて、そこで対象者になれば私に連絡な

しで渡すのが本来であるんです。そこが今回の件、うまく本庁内で連携が取れてなかったということでそれはおわび申し上げるところではありますけど、従来でしたら私ので承なしで受渡しは行うようになっております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ、担当課長のあれがなくても渡してもらえることは可能なんじゃな。そこが一番大事なんです。総務課長、そう言われますけんお願いします。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ3点目、この問いについては上青木議員の質問と少しかぶるところがあるんですけど、質問させていただきます。

8月14日に大崎上島サマーフェスティバルを行いました。木江の十七夜、東野の住吉祭は地域の行事であります。この大崎サマーフェスティバルも地域の行事なのか、それとも町の行事なのかをお伺いします。

次に、出店はしないとのことでしたが、売店は開いておりました。多数の方が集まっていたが、どのような理由で売店を開くことを認めたのか。

8月19日に22名のコロナ感染者が発生しました。その後も急激に多数の感染者が出ている原因はどこにあると思いますか。無理にこのサマーフェスティバルの花火大会をする必要があったのか、そこをお聞きします。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森若議員の質問にお答えします。

大崎上島サマーフェスティバルは、木江の十七夜祭や東野の住吉祭のように伝統文化も含んだ地域の行事ではありませんが、大崎上島サマーフェスティバル実行委員会が主催するイベントでございます。

6月に開催した実行委員会で、今年度のサマーフェスティバルは、魚のつかみ取りとステージのイベントは密になることや感染対策ができないことを理由に実施しないことが決定しました。実行委員会の中では、3年間、花火の打ち上げがないことや新型コロナウイルス感染症についても協議した結果、感染対策を行って花火の実施と出店募集をすることが決定されました。しかし、防災無線やホームページで出店募集を行いました。出店を希望する方がいませんでした。よって、今年度の大崎上島サマーフェスティバルは、魚のつかみ取り、ステージのイベント、出店がないことを各戸配布のチラシで町民にお知らせしました。

売店が開いていた件ですけれども、この売店は大串海水浴場開設期間中に営業している売店であり、コロナ感染対策を実施しながら運営していることや、実行委員会が消毒液の設置や密にならないように看板で呼びかけていることなど、感染対策を強化していることなどから、売店が開設していたことは問題ないと考えています。

次に、8月19日に22名のコロナ感染者が、急激に多数の感染者が出た原因については詳細は定かではありませんが、町としては、県が発表する新型コロナウイルス感染症のクラスター発生情報にはサマーフェスティバル開催に伴いクラスターが発生したとの発表はありませんので、盆前後の帰省等により人と人の接触や飲食の機会が増えたことや、7月からの第7波で陽性が急増したためだと考えています。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。今、売店が、海水浴場がどうのこうの。昼間に開くのは分かると。夜、花火大会のときにも開けとったじゃろう。分かっとる。確認した。わしは意地が悪いけえ、こういう性格だから見に行ったんじゃ。ほしたら、何とも他県ナンバーの車がぐっちいおった。それはそれで、他県ナンバーの方は、木江の十七夜の花火と違ってお盆で町から帰ってくる、お土産を持って。だけど、十七夜の場合は、お盆でないからそんなに外から人は帰ってこん。ほいじゃが、この場合にはお土産を持って帰ってくる。ほいで、帰るときには置いて帰ってくれる。それが一つの原因となって19日に22名出た。どうしてわしがそれを言うかというたら、幸か不幸かうちの子供は看護師をしようるんじゃ。お父さん、コロナ感染の潜伏期間から多分14日にやったと、それが一つの大きな、お父さん、22名も出た原因よと言われました。それ今、課長じゃないけど、クラスターがどうのこうのという以前の問題なんよ。

そりゃあ2年やってないけえ、花火を上げたかった気持ちは分かる。ほいで、これだけ大きな感染者が出た責任を、ほいじゃあ実行委員会の、名前は言われんけど、あの子たちに責任を押しつけられんじゃろう。してもええ言うたのは、最終的には町がゴーサインを出したんじゃろう、花火したいならしてもいいですよというのは。そうじゃないのか。実行委員会が祭りをしたいんです言うたら責任を全部あれらに押しつける。そういうわけにいかんじゃろう。そういうところを、ちいと物事の配慮が足りないというのよ、わしが言うのは。

ほして、課長、最後に聞くけど、8月中にコロナ感染者が何人出たと思う。分かる。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 資料がないので、正式な数字は把握してません。多数のコロナ感染者が出たということは認識しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 資料が手元にないから分からないということですから、じゃあ私のほうから発表します。8月1日が1人、2日が1人、3日が2人、4日が1人、5日が12人、6日が6人、7日が12人、8日が1人、9日が2人、10日が2人、11日が2人、12日がゼロ、13日が1人、14日が5人、15日が1人、16日が5人、17日が5人、18日が9人、一番多かった19日が22名、20日が5人、21日が11人、22日が4人、23日が10人、24日が14人、25日が7人、26日が12人、27日が5人、28日が11人、29日がゼロ、30日が3人、31日が10人、トータル182名なんよ。うちの人口は何人おる。信じられんような数字じゃろう。

わしが言うのは、もう少し物事をやっても構わんと、ほいじゃがやるときにはそれなりのことを考えてやってくれ。9月も4日までに多分20名ぐらい出とると思う。9月1日から4日までで。そりゃあ、何ぼ今度は検査キットを買うけん言うけど、そういう問題じゃないじゃろう。じゃけえ、今、上青木さんが言ようたように、文化協会がやる分でも早めに早めに手を打って、中止にするなら中止にすると、そういうことをするほうが物事は大事と思うけどな、わしは。これは答弁はええけえな。

あと何ぼある、時間が。

○副議長（水橋直行君） 25分。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、最後の質問に入ります。

柿の浦住宅建て替え工事について。

このたび大きな金額で柿の浦住宅建て替えを行いますが、多分本町で行う大規模な建築物はこれが最後になると思います。島内の業者の技術力を高めるためにも施工は島内の業者に委ねることを考えてみるべきだと思いますが、その気があるかないかを伺います。答弁は、あるかないかでいいです。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

柿の浦住宅の建て替え工事は、発注するに当たっては島内建設業者を優先して選定する

よう検討してまいります。

なお、建設業者の指名は、建設工事等指名業者選定委員会において決定されることとなります。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長から前向きな答えをいただいたんで。これは5名の選定委員がおるわな、指名選定委員。その方らのはなから島外の業者を呼ばわにゃあ済むことじゃん。土俵に上げにゃあ、何ぼ島外の人がこの工事に参加したいんですけどというて、その5人で、いや、あんたらは逃げといて、控えとってくれと、この工事に関しては島内業者でやるけえいい、それで済むじゃろう。

ほして、もう一点気になったのが、産建の委員会に図面を出してもろうたな、柿の浦住宅の。あの図面は概略図面、詳細図面。その分だけ教えて。2点だけ。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） このたび、産建委員さんに柿の浦住宅の図面を見ていただきました。それは詳細図面で、この内容において発注を考えたいとしております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、課長、詳細図面ということは概略図面もある。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計を一括で発注しておりますので、区分はございません。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、一括してという、契約してどうのこうの言われましたけど、その挙げ句があれ。予定額の22.1%で落としたん、あのところは。話がかみ合わんぞ、課長。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計においては一括で発注しております。入札も1回で終わっております。先ほどありましたように、かなりの低額で落札されておりますので、これで設計を完了しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、何とか構造さんが落札したあの金額の中には概略設計図面の費用も含まれとると理解していいのか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計段階において、段階的に建物をどう配置するかとか、どういう基本構造、RCにするかS造にするか、また何階建てがいいのか、1層当たり何戸がいいとかというような概略的なところは内部で審議しながら、これが概略設計という部分になりますけれども、そういうものを審議しながら詳細に詰めていって最終的に設計図が完成しているものをご理解ください。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これは、課長、6階建てで24世帯入りますな。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） そのとおりでございます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） という場合は、この前、大串にこさえた定住促進住宅と違って、この場合は高齢者や子供さんがおられる家族の方も入居する可能性は十二分にある。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町営住宅になりますので、該当者は全て入居の可能性がございます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ということになりますと、これは各階のベランダ側に60センチの避難ハッチがある。この件も聞いて尋ねてみたら、これは消防団員が消火のときに使う予備の一つとして設置していきますと。ほして、じゃあ入居者は火災などでどうやって逃げるのか言うたら、建物の玄関扉等が防火扉になっておりますが、通路を使って避難してもらいますと。ほいじゃが、人が逃げるときに一々玄関扉を開けて閉める。閉めて逃げる。わしはそこが不思議なんよ、課長。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 防火対策においては、建築基準法において定められたものを遵守しております。今おっしゃるように、避難路については廊下が指定されており、壁がRC構造、鉄筋コンクリートのため、防火帯、そして扉についても防火扉ということで設計しております。万が一にも火災になったときは、その防火扉が開いていれば閉めて通路に出ると、また消火活動に向かうというふうに考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、防火扉は閉めてもらう。そんな余裕ないと思うよ、火事に遭

った場合には。

ほして、わしが大変不思議に思ったのは、このベランダ側の避難ハッチを造るにはそりゃあいろいろ書いとる。消防等の予備の施設を利用すると。ほいで、たまたま、図面は見しゃあせんかったんじゃけど、自分が今建設労働組合の世話をしようるんよ。ほして、見せた。これは、あんた、うちの場合、柿の浦住宅を建て替える工事を計画しとるんじゃけど。何階建てなんじゃ言うけえ、6階建てでやるんじゃと。その場合に、いざ火事になった場合にはどうしたらいいんかな言うたら、60センチの避難ハッチがあるじゃん言うけえ、これはただ今言うように消防の消火活動の予備として設置しとると。ほいじゃが、森若君、消防団員が60センチの穴で、そりゃあ縄ばしごか固定ばしごか分からん。ホースを持ってタンクを負うて上がれると思うか言うけん、自分は無理じゃ言うたん。60センチの穴の中で消火器具を持って上がりゃせんぞというて。そりゃあ常識で考えたら分かるよ、こういうことは、課長。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 避難ハッチの使用方法については、消防団員とか消防署員がホースを持って上りおりするためにつけたものではございません。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） ほいじゃあ、これはどういうふうにも、消防団員がベランダからの消火活動等に使用できるよう予備の施設として設置しております。これは自分の答弁書じゃろう。自分が書いたんじゃろう。職員が書いたのか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 重要なのは、予備の施設として万が一に使用できるという部分で書かせてもらったもので、それを積極的に使うというようなことは想定しておりません。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 積極的に利用を考えておりません。利用できるのよ、わしが今言うたように。建築関係のプロの人に見てもらったんよ。それは無理じゃと、60センチの穴の中で消防団員さんがもろもろの機具を持って上がりゃせんぞとそういうて、今言うように縄ばしごならこげなると、固定ばしごにしても難しいよと。こういうことを書くから自分に揚げ足を取られるんだよ。もう少し違う方法を考えたらよかったんじゃないか。この設計会社が予定金額の22.1ぐらいで落とすんじやったらどこか手を抜かにゃあどう

もならんようになるけん、よその図面を寄ってたかしてこういうふうにしたんかも分からんけど、そがなけん中には、これをあんたは詳細図面じゃ言うたんじゃけど、物入れの棚板があるんよ。あれは900掛け1300なんよ。中段の棚板は35ミリで。そげな中段板はなあで。落ち込みの中段35ミリというたらこんなん。ということは、よその図面をそのまま持ってきて印刷した。実際に考えたら、何ぼ厚うても20ミリか21なんよ。それが35というたら信じれんよ。

ほして、今言うように、和室でもその他のところでもコンクリートに板を打つとんよ。その上、和室の場合には9ミリのコンパネを引いて、畳を引いて、その他の部屋には12ミリのコンパネを引いて長尺シートの2.8ミリのシートを貼つとんよ。じかに貼ったら、これをどうやって施工するんか知らんけど、下の階に音が抜けるよ、こういうことしたら。何でこういうときに、今言うように、あつこの大串の定住促進でしたように鋼製束で15センチでも20センチでも上げんかったんよ。そうしたら音は下に抜けんので。このままじかにコンクリートの上へコンパネを貼ったら下へ音が抜ける。そのええ例があつこの海星高校の寮で、性根が入ったじゃろう。隣の部屋の音が筒抜けになつとつたんじゃけん。そういうことをあんたら、一切、喉元過ぎれば忘れるんか知らんけど、そういうんじゃないよ。皆さんの税金を使うてやるんじゃつたら、あの程度のことは考えてみるべきじゃとわしは思うけどな。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 集合住宅の音問題については、我々、頭を痛めているところでございます。特に、上下の音については必ずついて回る問題で、このことはかなり気を配っているところでございますけれども、これは標準的なもので施工すると。というのは、税金を投入するからには標準的なものを使用すると。あまり高級なものにはできませんので、集合住宅の音問題については入居者にご理解いただきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 分かりました。じゃあ、この件についてもまだ少し時間がありますので、次の宿題として残しておきます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○副議長（水橋直行君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 先ほど森若議員が、図面をコピーして何じゃかんじゃというて根拠も何もない発言をされてるんで、あそこの部分は議事録から削除してくださいというよ

うに要請するんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） どの部分ですか。

○3番（渡辺年範君） 図面をよそから勝手にコピーしてきてやっとなじやろうがという発言をされたんで……。

○副議長（水橋直行君） 予測の話という意味で言われた部分ですか。

○3番（渡辺年範君） はい、はい。

○副議長（水橋直行君） というご意見がありますが、いかがですか。

○副議長（水橋直行君） 議長権限だけでいうんだと、予測で特定しとるわけじゃないんで問題ないと思うんですが、もしあれなら休憩に入って議運で相談しますか。

○3番（渡辺年範君） そりゃあ皆さんがええんならいいですけど、私はちょっと気になったんで。

○副議長（水橋直行君） これはあくまでも議長判断ですけど、断定をしたわけじゃないので構わないと思うんですけども、それでもし、あるのであれば議運で相談すればいいと思うんですが、いかがでしょう。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。

○副議長（水橋直行君） このままでよろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

暫時休憩いたします。

10時45分に再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（水橋直行君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日は、大枠2点質問いたします。

1点目、南海トラフ地震防災対策について。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定される南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村の基準には、震度6弱以上の地域、津波高3メートル以上で海岸堤防が低い地域、防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮などがあり、大崎上島町も南海トラフ地震防災対策推進地域となっています。

南海トラフ地震に関しましては、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会によります地震発生率の予測において、マグニチュード8から9クラスの地震が来る予測が令和3年1月時点で10年以内に30%、30年以内に70から80%、50年以内に90%もしくはそれ以上とされています。南海トラフ地震や津波が発生した場合には、大雨による土砂災害以上に町内の広範囲にわたり建物被害や人的被害が及ぶことが想定され、地震発生直後の避難、ライフラインの遮断、避難生活の長期化など、厳しい状況が想定されます。

大崎上島町では、令和3年3月に大崎上島町強靱化地域計画が策定されておりますが、この件について本計画策定後にどのような具体的な対策が実施されたのか、まずこれについてお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

大崎上島町強靱化地域計画策定後に実施した具体的な対策につきましては、避難所で必要となる非常食や非常用備蓄品の購入、自主防災組織の加入促進、地域防災計画の改定、津波、高潮、土砂災害、ため池、この4つのウェブハザードマップの更新等を実施いたしました。

なお、本町の強靱化地域計画では、基本目標として、大規模な自然災害から町民の生命を最大限守ること、2つ目として町民の生活や経済活動を持続させるため、地域の重要な機能の致命的な障害を回避し、町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること、3つ目として被災した場合においても迅速な復旧、復興による日常の回復を図ることを定めており、基本目標の実現に向け、達成すべき具体的な目標として8項目の事前に備えるべき目標を、またその妨げとなる事態として仮に発生すれば致命的な影響が生じると考えられる33の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオと申しますけど、そのリスクシナリオを設定しております。今後、リスクシナリオ別の目標達成に向け、各分野で対策を推進するよう努めてまいります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現在の大崎上島町強靱化地域計画については町のホームページに掲載されているんですけども、より詳しく定めた大崎上島町地域防災計画、これについては大崎上島町防災会議条例に掲載されておりますが、これについては町のホームページに現時点で載っていないと思いますが、こういうような文書はかなりページ数も多く、読

み込むのは大変な資料ではあるんですが、町民の方でこのような防災計画を知りたいという方がいた場合、ホームページなどに掲載しておくということは情報公開の点でも必要ではないかと思いますが、ホームページへの掲載の予定などについてはいかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森議員のおっしゃるとおり、情報公開に向けて、確かにおっしゃるとおり情報がかかなり多いんですけども、データということなので、迅速にホームページのほうに掲載していきます。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの具体的な対策、どのようなことがあったかどうかということなんですけれども、少し掘り下げてお伺いします。

避難所における非常食などの購入をされたということですけども、地震に際しまして津波があった場合に避難所に指定されている集会所などは海に近い場所も多いですし、大崎上島町の役場本庁舎もそうですし、木江支所、大崎支所ともに津波の危険区域といえますか、海沿いにありますので、そのような点で備蓄食料、もしくは避難生活に当たって必要な備品を大雨、土砂災害のときに関する保管場所と分けて、津波があったと想定して例えばちょっと高い場所にある保管場所に保管するなど、そのような備えはありますか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 現在のそういった備蓄品につきましては、東野備蓄倉庫といまして、旧中学校の跡地に倉庫を造ってそちらのほうで一括保管をしております。そこがかなり高いところにありますので、取りあえずはそこで大丈夫かなという考えを持っております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 災害のことを考えますと道路の分断なども考えられますので、例えば地域を少し分けて、1か所ではなく2か所、3か所などに分けて保管することなどは考えられますでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） その点についてもいろいろ検討すべきだと思います。しかし、現状では、職員の数、またその体制の状況等を考えると今のところは1か所なんですけど、おっしゃるとおり道路が寸断されたりしますと、今の備蓄倉庫で下りと上りの道路が例えば全部崩れてしまったら行きようがなくなるので、そういったことも今後検討してい

くことが必要かなと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 地震のことを考えますと、大雨よりも突然やってくる災害というのが大きいと思います。それぞれの個人の備えももちろん必要なんですけれども、町にどの程度備えができているのか、緊急時にどのように対応ができるのかっていうことを踏まえた上で、個人の方にも、備蓄食料もそうですけれども、避難の方法などを情報公開していくっていうことが必要だと思われれます。

地震の際に起こりやすいものとして停電が上げられると思うんですが、停電になった場合に防災無線の、前回質問させていただいたときには防災無線の家にある受信機については電池があるのでそれで防災無線を聞くことができるということですが、屋外スピーカーについては、もし停電になった場合に屋外スピーカーは何らかの形で使用ができるのでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 屋外子局ですけども、蓄電池がございまして、何日もつかという資料を持ってないんですけども、何日かはもつような構造になっております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それとあわせまして、情報を取るという意味で携帯電話、スマートフォンなども使うと思うんですが、携帯電話の基地局の電源が停電になった場合に通信が1日、2日はもつかもしれないけれども、その後、使えなくなるという可能性もあるんじゃないかなと思いますが、そのあたりは各通信業者等と連絡を取り合ってどのような体制になっているかなどを確認する必要があると思いますが、そこはいかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 携帯の基地局については、現在の状況ではどういった状況でもつかというのは情報を持っておりません。携帯会社のほうとどういった状況かというのを調べていきたいと思えます。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 停電と同じぐらい起こりやすいこととして、断水、水が使えなくなるということがあると思えます。避難所が水洗トイレになっていることもあると思うんですけれども、断水に際してトイレの使用ができなくなるということも考えられます。このような場合に、水の確保、食料の確保、トイレの確保、また電源の確保というのが一時

的に必要なものだと思いますが、例えば水に関しまして、飲料水を各家庭で備蓄しているものもありますし、町として備蓄しているものもあると思うんですが、町が備蓄している水の量として、飲料水また生活用水、合わせて何日分ぐらいあるか。避難した場合に何日分ぐらいあるかという計算といいますか、町民の方全員に配付した場合にどうかっていうところは、はっきりは分からないと思うんですけれども、どの程度の備えがあるかによって各家庭でどのくらい備えておかなければいけないかっていうところもあると思うので、現時点でどのくらいの量の水を備蓄しているか分かりますでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 総数としては、申し訳ございません、現在資料を持ち合わせてないんですけれども、資料としては、今ここにはありませんけれども、総数の数は把握しておりますので、また後ほどお渡しさせてもらうということによろしいでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 避難生活が長引いた場合などで、震災の経験者の方のお話などを参考にしますと、水というのは非常に大事なところで、飲料水以外にも生活用水としてかなりの量を使うということですので、例えば離島という立地ですので海水を真水に換える装置とか、ボトル型で泥水を飲料水に換えるとか、そのようなものもいろいろ今あるんですけれども、そういうものを導入する予定、もしくはこれから検討していくということはありませんでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森議員がおっしゃるそういう機器について、購入について現在は考えておりません。しかし、昨今の災害等を鑑みますと、先ほどおっしゃったように、町民全部の水を確保できるのかということは、今の在庫の数は先ほど申しましたとおり今ここでは分かりませんが、全部に配るだけの備蓄はないと思います。なので、今おっしゃったようなものも、災害用の機器の構造としてある程度の数をそろえるのも一つの手なのかなとも思いますので、備蓄品については毎年予算をつけていただいてある程度の数を購入しております。その中に含めていくかどうかというのは状況を鑑みながら検討していきたいと思います。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） トイレについてなんですけれども、トイレについても断水で水が使えない、ほかのところから持ってきた水を使って流すということは可能なんです、下

水道の管自体が壊れてしまうことも考えられますし、トイレが避難所で使えない状態になるということもよくある事例でした。これを考えますと、マンホールトイレというものがありまして、マンホールの上にテントを置いて直接そこをトイレとして利用するなどもあります。町内でマンホールトイレというのは設置がないのかなと思いますが、設置はありますか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） マンホールトイレというのは、私の認識ではないものと思っております。しかし、トイレについては、簡易トイレ、昨年度購入したものについては25組で10箱を購入して、昨年だけではなしにその前から簡易トイレ等については購入しておりますので、トイレのことは備蓄品として考えております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） そうしましたら、（2）の質問に移ります。

今後、町民の防災意識を高めるための講習や広報、防災訓練の計画はあるかについて伺います。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 質問2点目の町民の防災意識を高めるための講習や広報、防災訓練の計画についてですが、今年度は県消防保安課と連携し、3つの事業を実施予定です。1つ目は全地区の区長及び副区長を対象とした避難の呼びかけ体制構築セミナーを、2つ目は本郷区及び野賀区役員を対象とした図上訓練を、3つ目は大田区、本郷区及び野賀区の住民を対象とした自主防災訓練を計画しております。セミナーにつきましては9月9日に実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のために延期とし、延期後の日程は調整中です。図上訓練につきましては9月30日に実施予定で、自主防災訓練は大田区は11月、本郷区は1月に実施予定で、野賀区については調整中ですが、いずれの訓練も新型コロナウイルス感染症の感染状況等により訓練実施の適否について判断したいと考えております。

今後につきましては、引き続き講習や訓練の案内を行い、実施要望等により区及び自主防災組織と連携し、訓練等を推進してまいります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今ご説明いただきました訓練については何を想定した訓練、例え

ば大雨、土砂災害もしくは地震、停電、何を想定しているかによって動き方も違いますし、避難場所も変わってくると思うんですけれども、具体的にご説明いただけますか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 何を想定といたしますか、様々な先ほど言われた災害があると思います。今やろうとしているのは避難の呼びかけの体制ということで、自主防災組織によりまず避難の体制づくり、まずそこから始めていくということで、その体制をつくるセミナーを行っていきたいということを考えまして、それについて県の指導の下、行っていく予定のものです。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町民の方からの声として、実際に地震があった場合、津波が来るとなった場合、自分がどこに避難すればいいのか分からない、何をすればいいのか分からないという方もいらっしゃると思います。それについては各区で防災意識を高めるということもあるかもしれないんですが、町として広報を利用するですとか、なかなか文章で提示しても分かりにくいこともありますので、一人一人プランを考えるのはなかなか難しいところではあるんですけれども、具体的にこのような場合にはこうする、このような場合にはこうするというのを例えば動画などで説明するとか、そのようなことは考えられませんか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃる動画等の配信で広報してはどうかということにつきましては、訓練等を実施するに当たりましてそういったことが可能か県のほうと協議して、そういったことがあるものができればそのようなことを推進、検討していきたいと思えます。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 高齢者の避難や障害のある方の避難に関してなんですけれども、これは担当が福祉課になるかと思いますが、避難行動要支援者リストがありまして、令和2年の段階で登録数が281人、これは随時更新していくということになっているんですが、これについて全ての避難行動要支援者に対する個別計画の策定というものが令和7年までに進めていくこととして計画に入っています。これが、令和7年の時点の目標値が141件ということなんですけれども、避難行動要支援者の数に対してこの141件という数が半分ぐらいなので、これについての説明と具体的な個別計画の策定の進捗状況についてお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） ご質問にお答えいたします。

先ほど言われました避難行動要支援者の数は、大崎上島町避難行動要支援者制度実施要綱の中で規定されております。身体障害者の方で1級、2級の手帳をお持ちの方、療育手帳でA、マルAの手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特定疾患医療受給者として認定を受けている方、介護保険法で要介護3以上の認定を受ける方と、75歳以上の一人暮らし、または75歳以上の高齢者のみの世帯の方をこの要支援者制度にのせております。その方が今現在、強靱化計画の中では令和2年で281名です。そのうち、令和7年までのうち141名の個別避難計画を策定するということですが、大崎上島町では今現在まだ個別避難計画は策定しておりませんが、令和5年度以降、順次策定していこうと思っております。

その中で、全ての方がすぐにできればいいんですが、どうしても順序というのがあると思います。一応、大崎上島町の方針としては、障害をお持ちの方と要介護3以上の方、こちらの方は先に進めていき、なおかつ広島県の土砂災害情報マップの中には警戒区域と特別警戒区域というのがあります。警戒区域はイエローの色で囲まれたところ、特別警戒区域は赤の色で囲まれたところがあるんですが、そのうち赤の色で囲まれた特別警戒区域の方を優先的に実施して令和7年度までに141名の個別避難計画を策定して、それ以降については順次行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今回の避難行動要支援者以外の方でも本町においては高齢の方が多いということで、特に地震と津波となった場合にはなかなか避難が難しい方も多いと思います。それは各区ですとかご近所で協力してやる必要があることもあると思うんですけども、民生委員さんですとか、遠くから支援に駆けつけるというよりはご近所で、どなたか若い世代の方がいればその方たちにも情報提供がどの程度、個人情報関係がありますので、できるのかっていうところがありますが、ご近所でそのような支援が必要な方がいるっていうのを分かっておくだけで万が一の場合には何かできることがあるのではないかと思いますので、そのあたりは各地域とも連携して進めていただきたいと思います。

続きまして、3番目の南海トラフ地震防災対策計画の策定についてなんですけど、これは県のほうから南海トラフ地震防災対策計画を提出してくださいというのがあります、

事業者に対して、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法において、病院、百貨店等、不特定多数の者が出入りする施設、または事業者を管理運営する者はあらかじめ津波からの円滑な避難の確保に関する事項などを定めた南海トラフ地震防災対策計画を作成し、速やかに県知事等に提出することが義務づけられていますということになっております。

町内においても様々な事業者がありますが、町内の事業者でこの対策計画を作成すべき者に当たる事業者がどの程度の規模なのか私のほうでは把握しておりませんが、町内で計画を作成すべき者が皆さんこれを提出されているかどうか、これについては提出先が県知事または市町消防等に正本を1部、併せて写しを1部、町長宛てにということになっておりますので、町のほうでも把握していることかと思えます。町内の事業者の方が何%というか、何件ぐらい対象事業者があつて、そのうち何件ぐらいこの計画を既に提出しているかということについてお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 質問3点目の南海トラフ地震防災対策計画の提出についてですが、まず南海トラフ地震防災対策計画作成義務者につきましては、南海トラフ地震防災対策推進地域で津波により浸水深30センチ以上が想定される箇所に立地し、消防法等に基づく消防計画や保安規程の作成義務がある施設、かつ不特定多数の者が出入りする施設、社会福祉施設、学校、危険物施設等の事業者が計画を作成し、消防署に提出するとともにその写しを役場へ提出する必要がある、町内では53施設が該当します。また、消防法に基づく消防計画の作成義務がない施設で計画の作成が義務となる施設、これを県に出すものとありますけども、この義務となる施設は町内に該当はありません。

なお、消防法など関係法令に基づき消防計画や保安規程等を既に作成している事業者は、その計画に津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を南海トラフ地震防災規程として定め、提出することで対策計画を作成したものとみなされます。

次に、町内の提出状況ですが、25の施設で提出されており、提出率は約47%です。未提出者への周知や働きかけにつきましては、消防署において、消防法に基づく施設の立入検査時、施設の消防計画変更届提出時、防火管理者の新規や更新講習時に周知及び働きかけを行っているとのこと。今後は、計画の提出率の向上に向け、消防署と連携し、制度の周知に取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） これについては学校も含まれるということでしたが、学校についての計画に関しましては町のホームページで見ることができますか。保護者の方に直接ご連絡が行ってるのかもしれませんが、避難をする際の計画ですとかそのようなものが、町の施設に当たりますので、町の公共施設ですとか学校に関しまして、それは教育委員会かもしれませんが、そのようなものも公表してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今の学校関係の計画の策定の件がございましたけれども、現行では策定をしておりません。今の状況を鑑みまして策定が必要なものであれば策定をしていくという形で作業をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 全体の計画もそうなんですけれども、計画を具体的な計画に落とし込むことが必要だと思いますので、書面上の計画だけではなくて具体的に進めていっていただきたいと思っております。

最後に、1つ聞き忘れたことがありますので。

電源の確保のところ、例えばポータブル電源を各家庭で停電に備えて準備するといった場合に補助をする、助成するなどのお考えはありませんか。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 現在のところ補助をするという考えはございませんが、今後そのようなことも必要だと判断するようなことになればそういったことも検討していきたいと思っております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 1つ目の質問は以上で終わります。

2つ目の質問に移ります。ウクライナからの避難民受入れについて。

令和4年3月17日に広島県がウクライナからの避難民を積極的に受け入れることを表明したことに伴い、大崎上島町でも3月の時点で一般社団法人AUSTと連携し、ウクライナから日本への避難民を受け入れることとしたと表明しておりました。その後、6月末に、ウクライナから日本に避難されていた17歳の2名の方を受け入れることとなりました。

たが、様々な事情から当初の予定よりも早く1か月のみの滞在となり、大崎上島町を出られることとなりました。

この滞在に関しましては、来られたときに半年もしくは半年以上ということと聞いておりましたが、これに関しては避難されてきた方々の様々な事情もありますし、1か月もしくはそれよりも早く町を出られる、もしくは日本を出られるということも考えられます。これについては避難民の方々のご希望もありますので特にこれがどうということではないんですけれども、町民の方々から今回の受入れに関して様々な支援の申出ですとか、交流を持ちたいというような意見ですとか、様々な意見をいただいております。

このお二人を受け入れて、町として受入れの方法について問題や課題はなかったかお伺いします。また、今後の受入れについてどのようにお考えかお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 森議員の質問にお答えいたします。

（1）の町として受入れの方法について問題や課題はなかったかということでございますが、一般社団法人AUST様と共同での避難民受入れについては急な話ではありましたが、避難民の健康状態などを考慮しながら相互で連携し、受入れ体制を構築できたと考えております。本町では、住居などの生活施設の提供やコミュニケーションの部分で町単独では避難民の受入れが大変難しい状況ではございましたが、一般社団法人AUST様より、避難民との共同での生活を行う準備がある、全面的に町に協力し、受入れを支援するという強いお声がけをいただきました。受入れについてはAUST様に過度な負担をいただいたところではございましたが、志を持って避難民の受入れに対応いただき、大変感謝しているところでございます。

今回、未成年で、かつ家族同士でない2人を受入れいたしました。結果的には1か月と短期間の滞在となりました。ウクライナ首都圏の出身ということもあったのか、最終的には家族と共に都会での生活を強く希望された部分もございました。今後は、避難民の意思確認を含め、十分なマッチングを行った上で受け入れるということが望ましいと考えております。

次に、（2）今後の受入れについてでございますが、引き続き出入国在留管理庁には一般社団法人AUST様と共同して1家族程度の引受けの登録を行っておりますので、国からマッチングの要望がありましたら誠心誠意対応していく考えでございます。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 住居やコミュニケーションの点について、町としてなかなか難しいところがあるというお話でしたが、ほかの市町の受入れ状況などを見ますと、町営住宅や市営住宅を提供していることが多く見られます。また、コミュニケーションに関しましては、町の職員に英語でコミュニケーションを取れる方がいらっしゃるかどうかは分からないのですが、今回来られた方たちは英語でのコミュニケーションも取られるということで、避難民の方によってはロシア語を話す方もいますし、ウクライナ語を話す方もいますし、ウクライナ語のみでロシア語を話したくないという方もいらっしゃれば今回のお二人のように通常はロシア語で会話をして、ロシア語を話すことに関して特に心理的な影響はないという方もいらっしゃいます。

そのような場合に、自動翻訳機、商品名は申し上げませんが、様々なところで使われているものがあるのですが、この町においてはそのような翻訳機の準備、もしくは何らかの団体もしくは国にそのような翻訳機をウクライナの避難民の方に渡していただけないか、もしくは町に渡していただけないかということのを要請されたのか、もしくは準備を検討されたのかお伺いします。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） まず、翻訳機についてでございますが、こちらにつきましては町では現状は保有しておりません。ただ、避難民の方に1名に1つ翻訳機を国のほうがお配りをしてるということは聞いております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 1か月の受入れの間にご本人たちからのヒアリングがあったのか聞いた際に直接のヒアリングはないということでお伺いしてたと思うんですけども、このような翻訳機をご本人たちがお持ちであれば何らかの形でご本人たちと町の担当課とのやり取りができたのではないかと思います。実際に使われたことはなかったのでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 翻訳機につきましては、今回受入れをした2名については積極的に使うという姿勢はございませんでした。基本的にAUST様を介して通訳等をお願いしまして、意思の疎通はできておたと認識をしているところでございます。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私自身、いろんな国の方々を自宅で受入れして共同生活をしていたことがありますので。いろいろ大変な面もありますし、相性などもありますので、いろんな面があるとは思いますが、共同生活をする上では。その際に、例えば私が受入れをしていて、私からの意見だけではなくて、受入れをしている避難民の方たちから直接ヒアリングをして意見を聞くということも必要なのではないかと思います。

その際に、翻訳機もしくは第三者を介して、第三者は今町内に英語が話せる方はたくさんいらっしゃると思うんですけども、そのような方をお願いして話を聞くという場面を、今後受入れをするということですので、共同生活がなかなかなじめない方もいらっしゃると思います。もちろん、共同生活をすることによって助けられることも多くありますし、コミュニケーションの点でもメリットもたくさんあるんですが、こればかりは避難民の方とその状況にもよりますし、家族構成などにもよりますので、そのような場合に受入先の一般社団法人AUSTさんのお話もちろん聞くことは必要なんですけれども、ご本人たちから何か町に対して要望ですとか、何かリクエストがあった場合に町に直接言える機会があるということは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 今回、AUST様と共同して避難民の支援をするということで、当然町のほうからもそういったヒアリングを聞く必要があるかと思いますけれども、今回については未成年の2名をお預かりしてAUST様を中心にしてコミュニケーションを取っていただいて、毎日うちのほうも連携をして避難民の状況については把握をしているところですので、一定程度の意思疎通はできてたと認識しております。この上で、今後の引受けにつきましては、町民の方も含めて、そういった支援を妨げるものではないので、いろんな意見を聞いて対応していきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町民の方からあった意見としては、周りにスーパーですとかお店がない場所にいるということで、車で迎えに行き送り届けるなど、買物の支援ができないかっていう意見もありましたし、何か遊びに行くような場所に連れていけないかという話もありました。例えば、交通手段として町のほうから自転車もしくはアシスト付自転車などを貸与するなどのことはありましたか。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 本人たちにいろんな物資等々の要望はないかということは当

然聞いております。その中で、自転車ということに関しては把握しておりません。聞いてはおりませんでした。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今後、受入れをした場合に、こちらのほうで対応ができるのであればそのような提案というか、何かありませんかと聞くだけではなくて、自転車を貸せるのであれば、貸せますけど、どうですかという具体的な提案をするということが支援にもなると思いますので、そのあたりは何かないですかと聞くだけではなくて、こんなこともできますけど、こんなこともできますけどという具体的な提案をされてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 今回のウクライナ支援に当たりましては、県内の企業も含めまして、様々な支援のメニューの案をいただいております。そういった、例えばベッドですとか携帯電話、タブレット等も含めまして、今把握している情報は全てお伝えした上で、かつ要望に関しても前向きに検討していきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 受入先については、共同生活ということでAUSTさんがやられていることは継続していただくと同時に、例えば家族構成などで小さなお子さんがいらっしゃるですとか、共同生活ではなくて自分たちの生活をしたいという方もいらっしゃるかと思いますが、その場合に例えば町営住宅を提供するなどの案はありませんか。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 現時点で、受入れの上限といたしましては1家族の受入れのみとしております。AUST様の所有の施設を貸し出すということも含めまして対応しておりますので、現時点では想定しておりません。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ご厚意でAUSTさんが受入れを表明してくださって、それと同時に町として受け入れているので、できればなるべく長く町に滞在していただきたいとも思いますし、支援したいという声もたくさんありますので、そのあたりは町民の方たちの声も取り入れて、交流も含めてですけれども、生活支援と、後方支援として買物に連れていくですとか、何かのイベントに連れていくですとか、そのようなことも町として仲介し

ていくことでAUSTさんの負担も減るのではないかと思いますので。

今後の受入れがどうなるかは、受け入れる方向ではありますけれども、具体的には現時点でないのではないかなと思いますので、今受入れをしていない時点で今後のことを考えて、いろいろなパターンがあると思いますので、町営住宅の提供も含めて検討されていかれたらいいのではないかと思いますので、今後……。

○副議長（水橋直行君） 町長。

○町長（高田幸典君） 受入れについては国とのマッチングっていうのがあるので、うちとしてこういうことができるっていうことをまず提案をして、国としたらそれに見合う人をマッチングしてくるわけですから、うちのほうがいろんな手段で十分な手当てができないものを提示してもいけないので、今のところはAUSTさんがこういう形でっていう提案をしてくださっているんで、今うちに来るとするとその条件に合って、いいよっていう方がいらっしゃるんだろうというふうに思います。

あと、町営住宅の貸与についても可能性はあると思いますけども、そのときにうちで十分な対応ができるかということをしっかり検討して、今後の課題としたいと思います。

○副議長（水橋直行君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町民の方もいろいろなご意見がありましたので、そのような方たちの意見も取り入れていただいて、今後の避難民の受入れについてなるべく積極的に受け入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問は以上です。

○副議長（水橋直行君） これで森 ルイ議員の一般質問を終わります。

議長から一言いいですか。

企画課長、国際問題になりかねないような話なので、ウクライナの方を支援されるのはしっかりしていただきたいんですが、しっかりウクライナの方の意見を聞いた上で、周りからの押しつけで、周りからの意見に流されないようしっかり本人たちの意見を聞いた上で支援をしていただきたく、議長から一言お願いいたします。

○企画課長（川本亮之君） 了解いたしました。

○副議長（水橋直行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

7日の9時から再開いたします。

午前11時34分 散会